

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は父が行い、保険料納付については、専門学校生るときには父が、その後は私が行ってきた。申立期間当時はA区に住んでいたが、収入が無かったので保険料の納付をしていなかった。A区からB市の実家に戻ってきた翌月である平成11年5月ごろに、社会保険事務所から未納分の納付書が送られてきた。当時、収入が無かったため、C社会保険事務所に電話で問い合わせたところ「親の収入があるので納付してください。」というようなことを言われ、父に頼み、約10万円を納付してもらった記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、A区からB市の実家に戻った翌月である平成11年5月ごろに、社会保険事務所から過年度納付の納付書が送られてきたと主張しているところ、事実、社会保険事務局は、「当時、市町村において転入処理が行われた被保険者に対して、時効前の保険料納付書を送付していた。」と回答していることから、過年度納付の納付書が発行されたものと推認でき、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、当時、収入が無かったため、その父に納付を頼んだとしており、申立人の父が納付したとする保険料額は、申立期間の合計保険料額とおおむね一致している上、申立人の父の納付状況についての記憶は具体的かつ

鮮明であることを考慮すると、過年度納付が可能であった平成11年5月ごろに、申立人の父が申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における納付が確認できないとの回答を受け取った。

当時、嫁ぎ先から婚姻の条件に国民年金保険料の納付を求められ、両親が市役所の職員に昭和53年ごろ納めたと聞いている。このことを義母は今も覚えている。それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月4日を資格取得日として53年7月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、過年度納付及び第3回特例納付により、申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は自身の婚姻に際し、嫁ぎ先から婚姻の条件に国民年金保険料の納付を求められ、その両親が保険料を納付してくれたとしているところ、その義母からは「みんな納めて、手帳を持ってきた。」との証言が得られるなど、申立内容には信憑^{びよう}性が認められることから、申立人の両親が過年度納付及び特例納付により申立期間の保険料を納付したしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成2年4月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付が確認できないとの回答を受け取った。

昭和56年3月の退職当時、厚生年金保険に25年加入すれば、国民年金の加入義務はなかった。その後、法律改正により60歳まで強制加入となったので国民年金に加入した。

A市役所から国民年金保険料を納めるよう何度か催促を受けたが、金額が多かったため渋っていたところ、主人に納付を勧められ10数万円から20万円程度の保険料を納めたのに、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所の総括払出簿及び社会保険庁の免除申請記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月ごろ払い出されたものと推認でき、この時点では、元年4月から2年4月までの保険料の過年度納付が可能である。

また、社会保険庁の記録により平成2年5月から3年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料総額は、10数万円から20万円程度であったとしているところ、事実、その額は社会保険庁の記録上、納付済みとなっている2年5月から3年3月までの保険料額と申立期間②のうち元年4月から2年4月までの保険料額の合計額とおおむね一致していることを考慮すると、申立人が元年4月から2年

4月までの保険料も一緒に納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①及び申立期間②のうち昭和61年4月から平成元年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付することができない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人が申立人の加入手続をしたとする会計士から証言を得ることができないため、加入状況が不明である。

加えて、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和41年1月から42年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、中学校を卒業して市内の表具店で働いていたが、20歳になったときに同居の母が国民年金の加入手続を行い、保険料については、町内会の集金人を通じて納めていたと母から聞いている。

保険料については、母がきちんと納付していたはずなのに、加入当初から15か月間も未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間当時に同居していたその母も国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、申立人及びその母の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により昭和41年3月18日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であったことから、納付意識の高い申立人の母が、自身の保険料のみを納付して、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人はその母が町内会の集金人に保険料を納付していたとしているところ、事実、申立期間当時の町内会長から「当時は町内会で国民年金保険料の集金を行っていた。」との証言が得られるなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月30日から同年11月1日まで
厚生年金保険の記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受け取った。

A社B営業所に昭和45年9月21日に勤め始めてから、平成16年3月31日にA社を退職するまで継続して勤務していたので厚生年金保険の未加入期間はあり得ない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社の退職計算書、同社が保管している申立人の社員台帳、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日については、申立人は、昭和46年11月1日に転勤したと主張していること、及び社会保険庁における同僚のオンライン記録から46年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和46年6月1日の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月14日から22年5月1日まで

平成20年4月30日に社会保険事務所へ厚生年金保険の資格取得日の調査を依頼したところ、「申出期間についてはあなたの名前は見当たらない。」との回答を受け取ったが納得がいかない。

昭和21年8月14日にA社C営業所に採用されて養成所で研修した後、同営業所へ配置された。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び事業主の回答から、申立人が昭和21年8月14日にA社C営業所養成員として採用され、同日から22年2月28日までA社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同年5月1日までC営業所に勤務し、いずれの期間も同事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録に記載された昭和22年4月の給与月額から、30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の該当する昭和21年度の養成所入所者の届出のみを誤ることは考え難く、また、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたにもかかわらずこれを納付しないということも考え難いことから、保険料を納付し

たと主張するが、社会保険庁の記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者はいずれも、異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に昭和 21 年 8 月 14 日から 22 年 5 月 1 日までの加入記録が無く、配属先事業所の管轄の各社会保険事務所がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 21 年 8 月分から 22 年 4 月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成元年5月までの期間及び2年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から平成元年5月まで
② 平成2年9月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料の納付事実は確認できないとの回答を受け取った。

平成元年10月ごろ昭和61年10月から元年5月までの国民年金保険料納付書が届いた。保険料額が20数万円の高額で驚いたが、A市役所B地区事務所（現在は、C区役所）の中年の女性職員の説明に納得したので、元年11月又は同年12月ごろにD銀行E支店で20数万円を納付した。2年9月及び同年10月の保険料についても、会社退職後に国民年金被保険者資格の取得手続を行わなかったが、市役所から納付書が届いたので、3年1月ごろに保険料額1万数千円をF銀行G支店又はD銀行本店で納付したので、両申立期間の保険料が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及びA市役所保管の国民年金被保険者名簿から、申立人が国民年金に加入した時期は、基礎年金番号導入後の平成9年1月ごろと推認でき、これを前提とすると、申立期間①及び②の保険料については時効により納付することができない。

また、申立人は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶が無く、現在所持する年金手帳以外に年金手帳の交付を受けた記憶も無いとしている上、オンライン記録の氏名検索においても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで
テレビで年金記録が話題になったころ、私たち夫婦の年金記録が気になり「国民年金裁定通知書」を見たところ、付加保険料の加入月数が少ないのに気付いた。

私たち夫婦は、付加年金制度ができたことを聞き、制度開始時から付加保険料を納付してきた。記録では昭和51年から付加保険料を納付していると言われたが、48年に店を新しくしたことや子供の年齢から付加保険料の加入時期についてはよく記憶している。このため、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に付加年金に加入し付加保険料を納付したとしているが、A市役所保管の国民年金被保険者カードから、51年4月30日に付加年金に加入した記録が確認できる上、同カードの検認記録欄には昭和51年度4月の欄に「附1800」との記載が確認でき、当該金額は当時の定額保険料及び付加保険料の合計額と一致する一方、45年度から50年度の欄には定額保険料の記載しか確認できず、当該記録の記載内容に不自然さは見当たらないことから、申立人は51年4月から付加保険料を納付し始めたと考えられる。

また、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに付加保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで
テレビで年金記録が話題になったころ、私たち夫婦の年金記録が気になり「国民年金裁定通知書」を見たところ、付加保険料の加入月数が少ないのに気付いた。

私たち夫婦は、付加年金制度ができたことを聞き、制度開始時から付加保険料を納付してきた。記録では昭和51年から付加保険料を納付していると言われたが、48年に店を新しくしたことや子供の年齢から付加保険料の加入時期についてはよく記憶している。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に付加年金に加入し付加保険料を納付したとしているが、A市役所保管の国民年金被保険者カードから、51年4月30日に付加年金に加入した記録が確認できる上、同カードの検認記録欄には昭和51年度4月の欄に「附1800」との記載が確認でき、当該金額は当時の定額保険料及び付加保険料の合計額と一致する一方、45年度から50年度の欄には定額保険料の記載しか確認できず、当該記録の記載内容に不自然さは見当たらないことから、申立人は51年4月から付加保険料を納付し始めたと考えられる。

また、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに付加保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年7月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、国民年金の加入記録、保険料の納付事実及び申請免除の記録が確認できないとの回答を受け取った。

勤めていた会社が倒産した後の昭和59年8月中旬に、国民年金保険料の免除申請を行う友人と一緒にA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）に行き、私の国民年金加入手続と保険料の免除申請を行った。一緒に行った友人には保険料の申請免除の記録があるのに、私の申請免除の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和59年8月にA市役所の出先機関において免除申請を行ったとしているが、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載が無い上、申立人は別の年金手帳の交付も受けた記憶が無いとするなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえない。また、社会保険庁のオンライン記録による氏名検索でも申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。したがって、申立人は、国民年金加入者として取扱われなかったため、免除申請手続ができなかったものと推認できる。

さらに、申立人が免除申請を行ったとする昭和59年8月当時において、制度上、次年度に渡る免除申請は行えないにもかかわらず、申立人は、1回の申請手続で申立期間の免除を認められたと主張するとともに、申請免除に係る承認通知を受領した記憶は無いとするなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から52年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年8月から52年9月までの納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続については、私が行ったという記憶は無いが、昭和45年9月か同年10月ごろ「私は市役所の者です。」というA市役所の嘱託の集金人と思われる人物がアパートに訪ねて来て、「20歳になったから国民年金に加入したので、保険料を3か月分納めてください。」と言われ納めた。以後3か月ごとに、その集金人が集金に来たので、私または当時同居していた女性が保険料を納付してきたのに、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、A市において、A市役所の嘱託集金人と思われる人物に納付したはずであるとしているが、B市役所及び社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月31日を資格取得日として61年3月以降に払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料については時効により納付することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は未加入期間とされている上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている上、申立期間以外においても複数の未納期間が確認できるなど、納付意識の高さをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年3月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。
昭和56年9月に勤めていた会社を退職後、母親に勧められてA社会保険事務所に赴き、国民年金加入手続を行い、保険料を現金で納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月ごろ、その母に勧められて国民年金の加入手続を自身で行ったとしているが、B市役所及び社会保険事務所の記録並びに申立人の所持する年金手帳から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月ごろ払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、勤務していた会社を退職した昭和56年9月にA社会保険事務所において現金により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、現年度保険料の収納は市町村が行い、社会保険事務所では現年度保険料納付書の発行及び保険料の収納ができなかったことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年6月まで

平成19年ごろにマスコミで年金保険料未納のことが話題となり、心配になってA社会保険事務所に行き、年金の記録を確認したところ申立期間の未納が分かった。

平成3年3月ごろ、会社を退職したときに、母から国民年金に加入するように言われて、B市役所C地区事務所（現在は、D区役所E出張所）に出向いて加入手続きをし、その後、保険料納付書が届いたのを見た母から保険料を払うよう言われ、支払った覚えがあるので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成3年3月ごろ、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月に払い出されたことが推認できるとともに、申立期間については未加入期間から未納期間に変更されていることが確認できることから、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、納付金額等の申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、^{あいまい}確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの期間及び44年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年3月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付記録を確認できないとの回答を受け取った。

長男が生まれた昭和42年及び次男が生まれた44年の2回にわたりA市役所から国民年金保険料納付書の送付を受け、間違いなくB信用金庫で保険料を納付した覚えがあるにもかかわらず、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ごろ及び44年ごろにそれぞれ2年間分の保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年1月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の大部分については時効により保険料を納付することができない。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付状況についての申立人の記憶は曖昧である上、その夫も両申立期間の保険料が未納である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 11 月 13 日まで
退職に際し、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については未加入との回答を受け取ったが納得がいかない。

申立期間はA社（現在は、B社C支店）で臨時補充員として勤務し、勤務時間、仕事の内容などは正職員と同じであった。

B社C支店に照会したところ、臨時補充員であっても厚生年金保険に加入しているはずであるとのことであった。

このため申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社発行の人事異動通知書及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同一時期に勤務していた同僚4人のうち3人は臨時補充員であった期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では、当時臨時補充員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録において、A社は申立期間のうち昭和39年4月1日から同年8月21日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、B社C支店は、「申立期間について関連書類を保管していないため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であるが、厚生年金保険の適用事業所でない期間について給与から保険料を控

除することはない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②について被保険者加入期間照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、上記のいずれの期間においても、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受け取った。

申立期間①のA社では、パート勤務ではあったが確かに勤務しており、申立期間②のB社では、短期間ではあったがフルタイムで勤めていた。

このため、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは事業主及び同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、事業主は「正社員であれば、厚生年金保険に加入させていたが、申立人は、アルバイト的に午前中のみの勤務であった。」と回答している上、申立人も「申立期間において午前中のパート勤務であり、午後の早い時間に退勤していた。」と証言していることから、厚生年金保険の加入対象者として扱われていなかったものと推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる具体的な資料も無い。

2 申立期間②について、申立人が、B社に勤務していたことは申立人が記憶していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立人と同時期にB社で勤務していた同僚二人は、「B社では3か月間の試用期間があり、試用期間中に退職した者は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。自分も入社と同時に厚生年金保険や雇用保険には加入していなかった。」と証言しており、申立人は入社後2か月以内に退職したとしていることから、事業主は申立人を厚生年金保険に加入させなかったものと考えられる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は他界しているため、証言を得ることができない上、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険庁のB社に係るオンライン記録では、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険証の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで
④ 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
⑤ 昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間①ないし⑤が厚生年金保険被保険者期間になっていないことが分かった。

私は、申立期間①及び②は、知り合いの同僚からの紹介でA社の荷役の仕事をしており、給与を10日ごとに受け取っていた。

また、申立期間③及び④は、B社の下請けの仕事があるとと言われてC社で働いており、月に100時間は残業をしていた。

申立期間⑤は、D社（現在は、E社）で正社員として働いており、F社G工場内で、同社から受注した電気・水道・土木の作業をしていた。

いずれの申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「A社で港湾の荷役の仕事をしてきた。」と主張しているが、同社では港湾荷役業務を行っていないと回答している上、同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「申立人を覚えていない。」と証言していることから、同社における勤務実態を確認することができない。

一方、A社の当時の事務担当者は「港湾業務は、親会社のH社が行っていた。」と証言していることから、H社に照会したところ、「当社では港湾荷役

業務も行ってた。しかし、当時の臨時港湾職員台帳は破棄して既に無く、正社員の名簿のみは保管している。当該名簿の余白部分に、申立人の記憶する同郷出身者の氏名が臨時港湾職員としてメモ書きされている。」と回答があり、申立人が居住していたとする寮及び業務内容についての主張が複数のH社の従業員の証言とほぼ一致していることから、申立人が、時期及び期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、H社は、「当時の荷役作業員で季節労働者の場合は臨時の港湾職員の扱いだったので社会保険には加入させなかった。」と回答しており、申立人に仕事を紹介した上記の同郷出身者は同社において厚生年金保険被保険者の記録が見当たらないことから、申立人も当該同郷出身者と同じ取扱いになっていたと考えられる。

- 2 申立期間③及び④について、申立人を正確に覚えている同僚はいないが、申立人が居住していたとする寮及び業務内容についての主張が複数の同僚の証言と一致することから、時期及び期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、事業を継承しているI社J工場は、「出稼ぎ等臨時従業員の書類は、一定期間を経過した時点で破棄しているため、勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答し、また、複数の同僚は、「正社員のみ厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所保管のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険証の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 3 申立期間⑤について、申立人は「D社がF社から受注した電気・水道・土木の作業に携わっており、同社G工場内で電気炉に電圧配線をした。」と主張しており、申立人の業務内容に係る記憶が複数の同僚及びF社の事業主の証言と一致することから、申立人がD社の業務に関与していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、「勤務実態を確認できる資料は無く、申立人が勤務していたかについては不明」と回答しており、申立人を覚えていた同僚は、「申立人は出張要員で会社には出勤していなかった。」と証言している上、申立人も「作業内容によって複数の親方の下で働いていた。」と回答していることから、申立人がD社の従業員としては勤務していなかったものと考えられる。

また、事業主は「当時は臨時の従業員をたくさん雇っていた時期で、社会

保険には加入させていないこともあり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人が親方として記憶していた人物は、「当時は部下が 40 人近くもいたため、申立人のことは覚えていない。自分と部下 40 人の D 社における厚生年金保険の記録は無い。」と証言しており、ほかに申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険事務所保管の D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険証の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 4 社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 28 日に K 社 L 作業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金保険料を納付している。

また、いずれの申立期間も厚生年金保険料控除について具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 11 月 1 日までの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

平成 7 年 8 月頃に標準報酬月額の引き下げについて社会保険事務所の徴収課長と相談したが、具体的な標準報酬月額及び遡及^{そきゅう}しての引き下げについての話はしていない。

社会保険庁の記録では標準報酬月額が 24 万円であるが、実際にもらっていた給与は 80 万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 2 月 1 日より後の同年 3 月 5 日に、申立人の標準報酬月額が、3 年 1 月から 4 年 11 月までの期間について 53 万円から 24 万円に引き下げる遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は同社の取締役であり、同社では取締役が一人であったことが確認できる。

また、A社の元従業員二人は、「申立期間当時、会社の業績は良くなかった。社会保険事務を含め、会社の業務執行は申立人が行っていた。」と証言している。

さらに、申立人は、「具体的な話はしていないが、社会保険事務所と保険料の滞納の件で標準報酬月額引き下げについて相談した。」と述べている。

これらのことから、唯一の取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において、標準報酬月額の減額訂正処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人がA社の取締役として、自らの

標準報酬月額の特減訂正処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 6 日から 63 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が相違していることが判明した。

昭和 57 年 4 月に当該事業所に正社員の事務員として入社し、入社当初から給料は 15 万円以上であり、入社後に給料は下がったことはなく病気等で長期間休んだこともなかった。

申立期間の標準報酬月額が、自分の記憶と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの期間は 9 万 8,000 円、同年 8 月から 60 年 5 月までの期間は 12 万 6,000 円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 6 万 4,000 円、同年 10 月から 62 年 3 月までの期間は 6 万 8,000 円、同年 4 月から 63 年 8 月までの期間は 14 万 2,000 円となっているが、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な事務処理がなされた形跡は見当たらない。

また、社会保険庁の記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、A社から委託された社会保険労務士事務所が保管している被保険者台帳の記録と一致している。

さらに、A社は「申立期間中に、申立人から育児等のため、短時間勤務への変更の申し出があり、給料を下げたことがあった。」と回答しており、同社から委託された社会保険労務士事務所も、「申立人は、育児を理由に勤務時間を午前 9 時から午後 3 時までに変更したことがあったために、報酬月額が変更になったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から平成 14 年 12 月 20 日まで A 市の B 社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。
申立期間当時に工場が C 村に移築された記憶はあるが、それ以外変わったことはなかったと思う。
このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことが推認できる。
しかしながら、申立期間当時、B 社に採用されて同じ業務に従事していた複数の同僚は、「申立期間について、申立人が勤務していた記憶が無く、申立人は、専業農家として農繁期の休暇期間が他の兼業農家の社員より長く、1 か月半から 2 か月休んでいた。他の兼業農家の社員は耕作面積が少なく、短期間の休暇であった。」と証言しており、申立人も、「他の兼業農家の社員より休假日数が長かった。」と主張していることから、申立人の申立期間に係る勤務について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の昭和 47 年 4 月 1 日付け被保険者資格喪失に係る被保険者原票には健康保険被保険者証が同年 5 月 2 日に返納されたこと、及び同年 6 月 1 日資格取得に係る被保険者原票には同年 6 月 8 日に資格取得が処理された記載が確認できる。

さらに、B 社の当時の社長夫妻は既に他界しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る届出並びに厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶

が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月21日まで
平成20年9月ごろ社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社B工場の厚生年金保険加入期間が脱退手当金を受けたことにより年金額計算に含まれないと知らされた。脱退手当金をもらった記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、社会保険庁保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に支給日や支給金額に加え、支給根拠となる該当条文などの具体的記載が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 12 日から 37 年 4 月 25 日まで

「ねんきん特別便」が届き、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A局に臨時補充員として勤務していた期間について記録が欠落していた。

勤務していた以上は、厚生年金保険及び健康保険への加入は義務づけられているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA局の人事記録から、申立人が申立期間において当該事業所に臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 3 月 8 日であり、申立期間には適用事業所でなかったことが確認できる上、申立人が名前を記憶している同僚も、臨時補充員として勤務した期間については、厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが確認できる。

また、B共済組合では、「臨時補充員については、勤務先において厚生年金保険に加入させるか否かを決定した場合があったようである。」としている。

さらに、事業主は、「申立期間の厚生年金保険に係る関連資料を保有しておらず、保険料控除の有無、申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の有無並びに保険料納付の有無について不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 12 日から 38 年 6 月 6 日まで

妹と一緒に社会保険事務所へ年金相談に行った際、A社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金として支給済みであると言われた。その後も農協の年金相談に何度も足を運び調べてもらったが、その度に脱退手当金が支給済みであると言われ納得できず、最近のテレビ等の報道で年金記録問題が騒がれているのを見て申し立てた。

昭和 38 年 6 月に結婚のためA社を退職したが、退職時には給料と反物をもらっただけで、脱退手当金の手続をした記憶は無く、現金をもらった覚えも無いのに脱退手当金を受けたことになっているのは、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社において、社会保険事務を担当していた者は、「脱退手当金を受給できる結婚退職等の女性については、会社側が脱退手当金の請求手続を代行していた。」と証言している上、同社において脱退手当金の支給記録のある女性で連絡先が判明した4人のうち2人は、いずれも「会社から説明を聞き、脱退手当金を受給しており、その請求手続については会社に代行してもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についても同社による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。